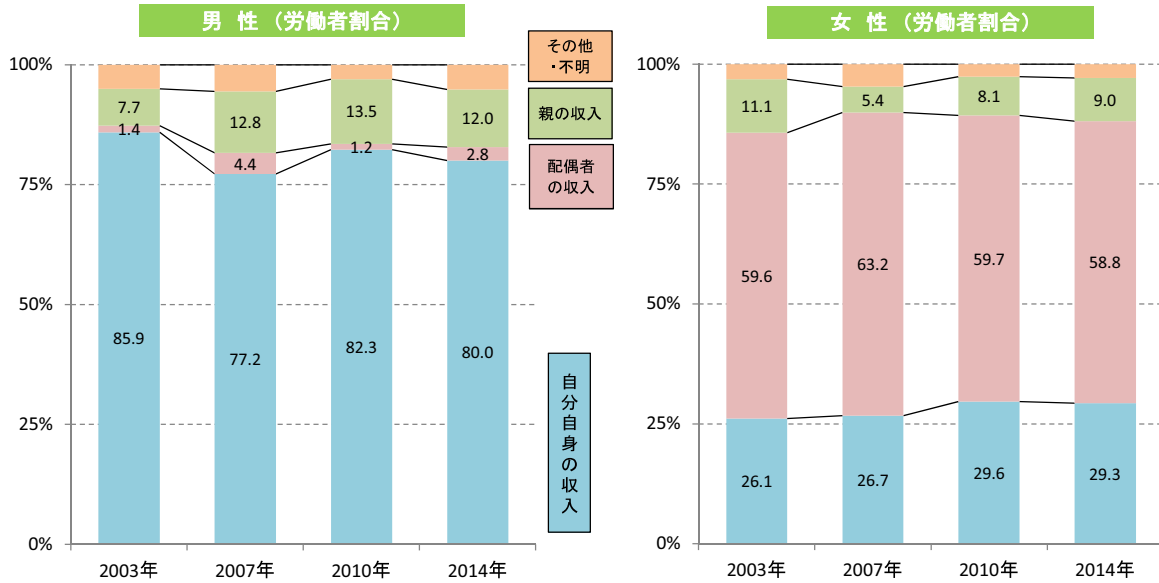


非正規労働者のうち、主な収入源別労働者割合の推移

資料4-11

- 男性の場合、「自分自身の収入」を主な収入源とする者が大宗を占める中、「親の収入」の割合が概ね増加傾向。
- 女性の場合、「配偶者の収入」を主な収入源とする者が6割を占める一方、「自分自身の収入」を主な収入源とする者も3割存在。



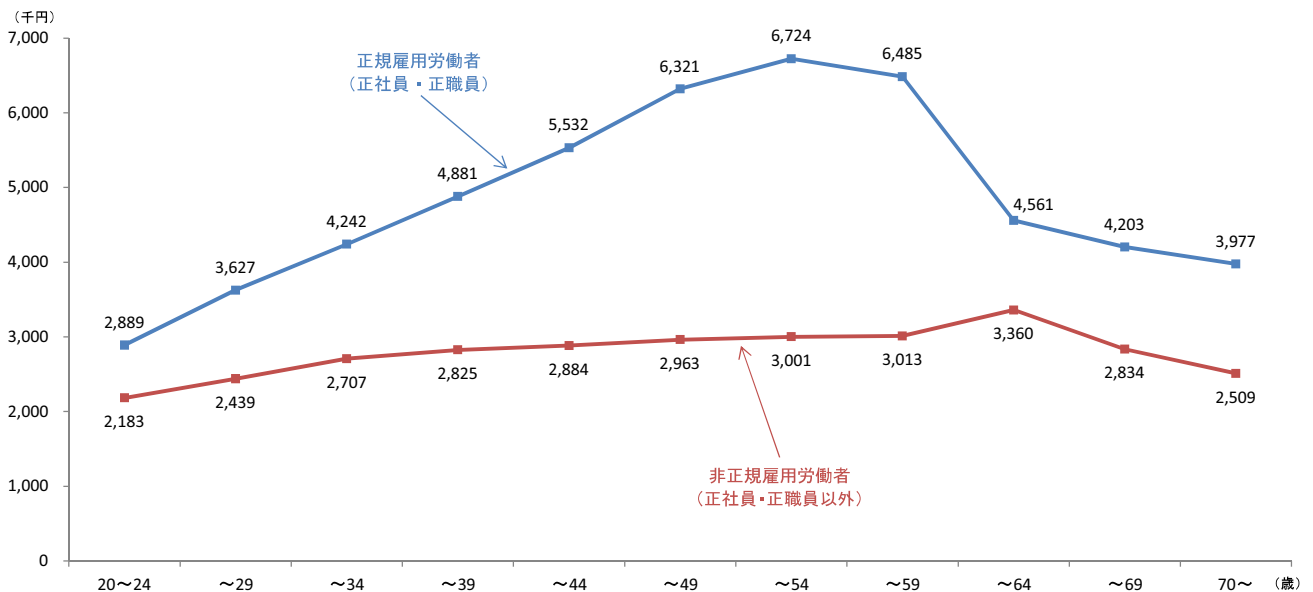
(出所) 厚生労働省「就業形態の多様化に関する総合実態調査」

(注) 非正規労働者は「契約社員」「嘱託社員」「出向社員」「派遣労働者」「臨時雇用者」「パートタイム労働者」「その他」を指す。

雇用形態別の年齢別賃金水準

資料4-12

- 正規雇用労働者は、長期雇用を前提とした「年功賃金」により、勤続年数に応じて賃金が上昇するのに対し、非正規雇用労働者は、年齢などによらない賃金体系となっている。
- 20歳代・30歳代の賃金を見ると、非正規雇用労働者の平均年収は、正規雇用労働者に比べて概ね6割程度の水準となっている。



(出所) 厚生労働省「賃金構造基本統計調査」(平成26年)

(注) 賃金は、男性の「所定内給与額」に12を乗じて「年間賞与その他特別給与額」を加えたもの。

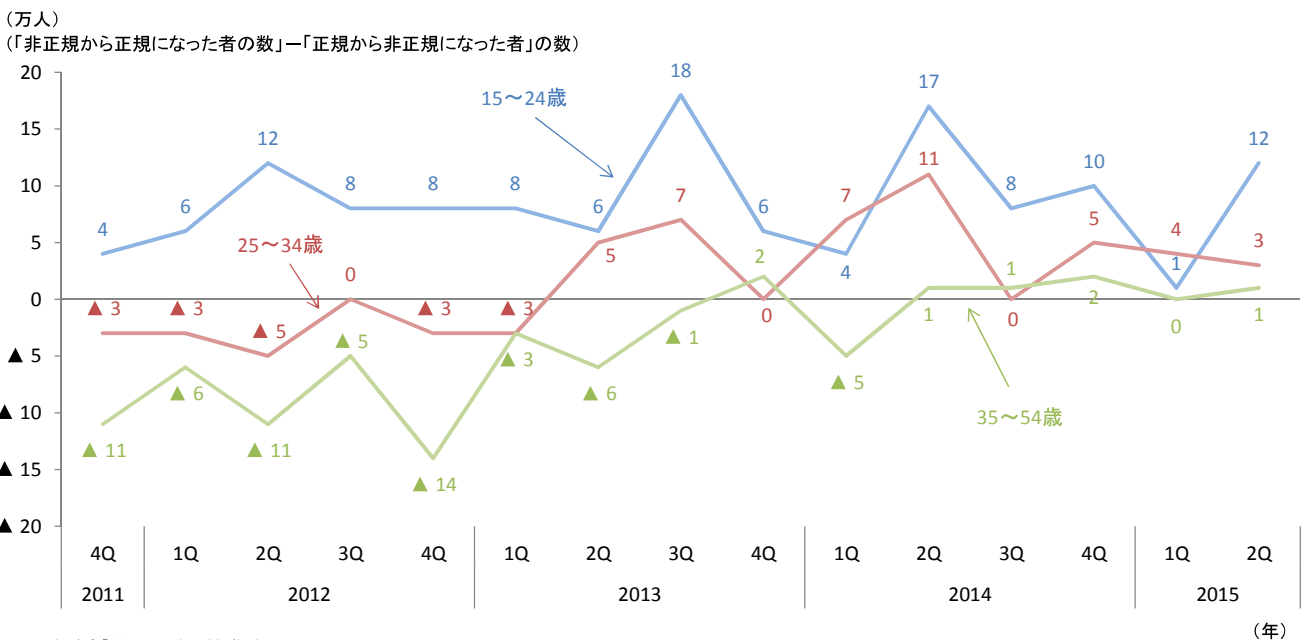
○ 非正規雇用労働者は、所定時間が短い(パート)、雇用期間が有期(契約社員・嘱託社員・臨時的雇用者)、間接的な雇用関係(派遣労働者)といった特徴があり、賃金体系は「横ばい型」が多い、教育訓練の機会が少ないなどの傾向が見られる。

	正社員(注1)	正社員以外(非正規社員)				
		パート	契約社員	嘱託社員(注2)	臨時的雇用者	派遣労働者
雇用関係	直接	直接	直接	直接	直接	間接
雇用期間	無期	有期・無期	有期	有期	有期 (1か月未満)	—
所定時間	フルタイム	パートタイム	フルタイム	フルタイム	フルタイム	—
賃金制度	年功型が多い	横ばい型が多い				
教育訓練	多い	少ない				

(出所)独立行政法人労働政策研究・研修機構「非正規雇用に関する調査研究報告書—非正規雇用の動向と均衡処遇、正社員転換を中心として—」(平成23年)より作成。
 (注1)子育て期等で一時的に短時間になっている場合を含む。
 (注2)定年退職者の再雇用の場合を含む。

非正規雇用から正規雇用への移行の状況

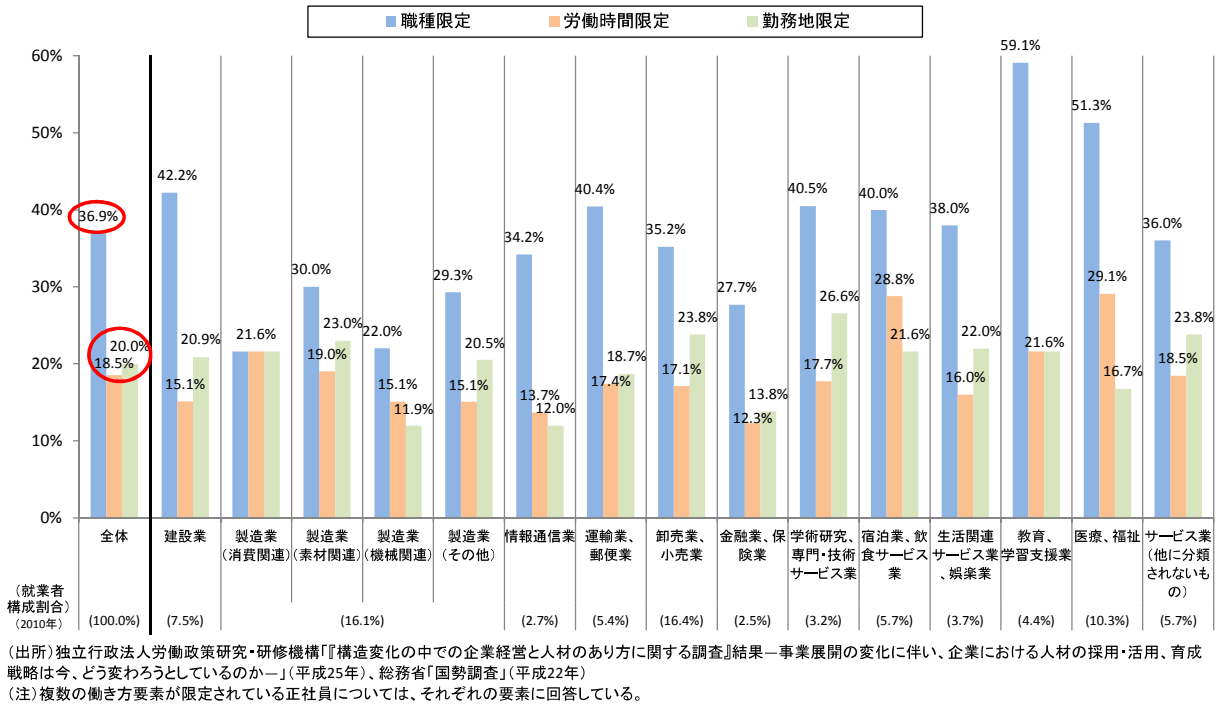
○ 足下では、15~24歳、25~34歳の年齢層において、「非正規から正規」への移行が「正規から非正規」への移行を上回る方向に、雇用情勢が改善傾向。



(出所)総務省「労働力調査(詳細集計)」
 (注)55歳未満の男女で、3年以内の離職者が対象。

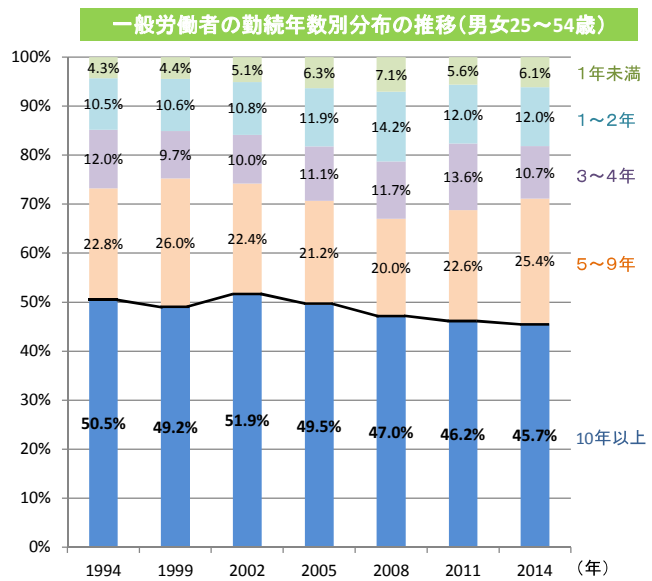
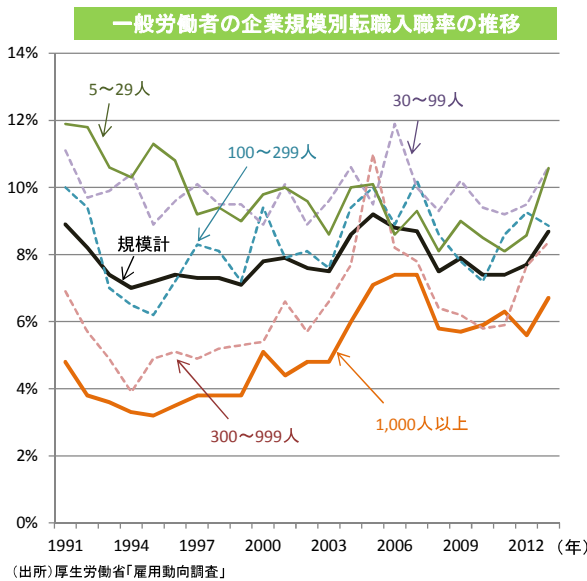
正社員制度において「多様な働き方」を導入している企業の割合（2013年） 資料4-15

- 職種限定の正社員制度の導入企業は4割弱となっており、教育・学習支援、医療・福祉などのサービス業や建設業において高い割合となっている。
- 労働時間限定や勤務地限定はそれぞれ2割程度となっており、例えば、労働時間限定は、医療・福祉や宿泊業・飲食サービス業において高い割合となっている。



転職入職率と勤続年数別分布の推移 資料4-16

- 一般労働者の転職の動向を示す「転職入職率」は、5~29人規模の企業では長期的に低下傾向にあるものの、中小企業は総じて高い水準で推移。一方、1,000人以上の大企業においては、「転職入職率」が長期的に高まっている。
- 一般労働者の勤続年数は、男女25~54歳において、「10年以上」の割合が低下してきている。



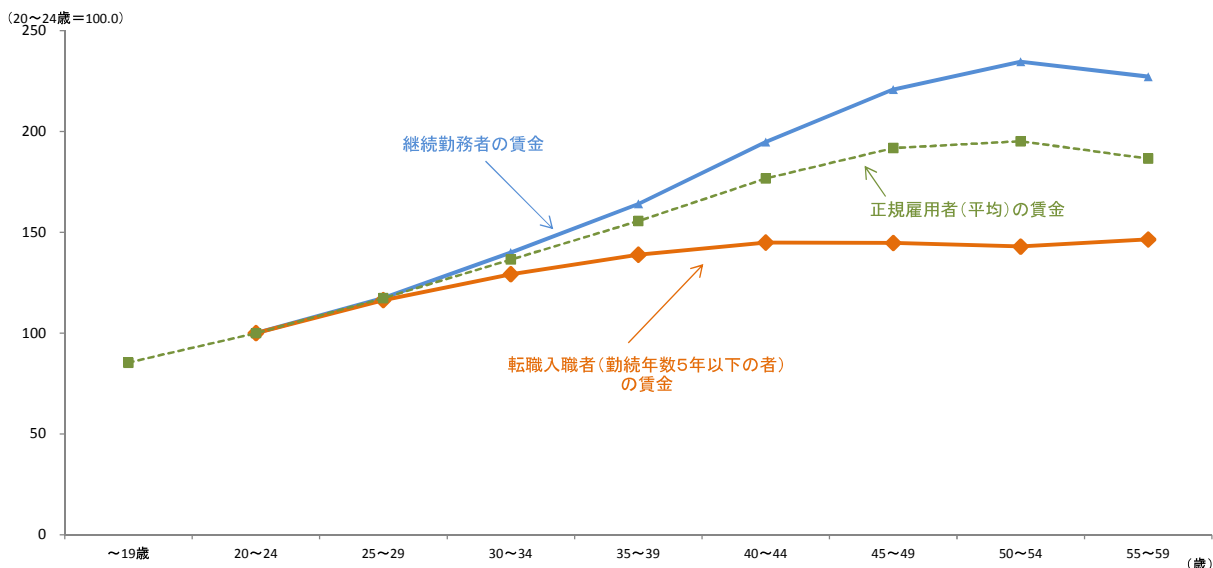
(出所) 厚生労働省「雇用動向調査」
 (注) 一般労働者の転職入職率=(一般労働者の転職入職者/1月1日現在の一般労働者数)×100。
 転職入職者とは、入職者(調査対象期間中に事業所が新たに採用した者をいい、他企業からの出向者・出向復帰者を含み、同一企業内の他事業所からの転入者を除く。)のうち、入職前1年間に就業経験のある者のことをいう。ただし、「内職」や1か月未満の就業は含まない。
 (参考) 一般労働者とは、常用労働者のうち「パートタイム労働者」又は「短時間労働者」(「1日の所定労働時間がその事業所の一般の労働者より短い者」又は「その事業所の一般の労働者より1週の所定労働日数が少ない者」)以外の者をいう。

(出所) 厚生労働省「賃金構造基本統計調査」
 (注) 「民営+公営」のもの。

正規雇用者のうち、転職入職者の年齢と賃金の関係

資料4-17

○ 正規雇用者のうち、継続勤務者の賃金は、「年功賃金」により勤続年数に応じて上昇する傾向にある。一方、転職入職者の賃金は、非正規労働者の賃金に似て、年齢に応じて上昇する傾向が弱い。



(出所)厚生労働省「労働経済の分析」(平成23年版) (原資料)厚生労働省「賃金構造基本統計調査」(平成22年)

(注1)正規雇用者(平均)の賃金は、一般労働者の正社員・正職員の所定内給与を用いた。

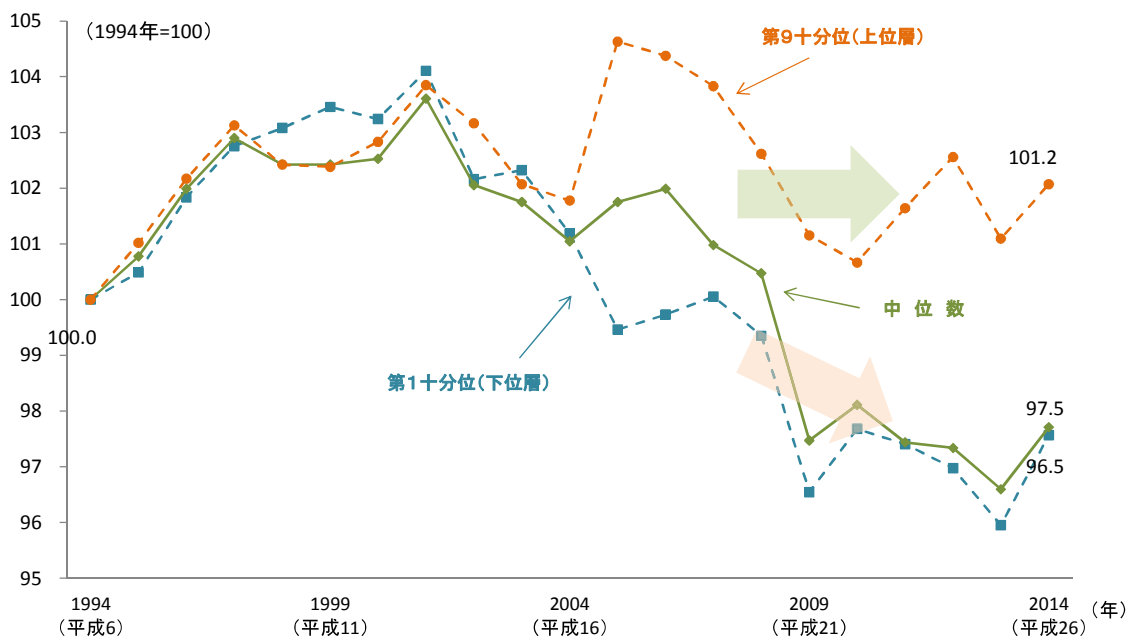
(注2)継続勤務者の賃金は、一般労働者の正社員・正職員のうち、30~34歳層で勤続5年以上の労働者の所定内給与とし、以下、年齢階級が1つ上がるごとに勤続年数を5年以上引き上げることで推計した(30歳未満については正規雇用者(平均)と同じとした)。

(注3)転職入職者の賃金は、一般労働者の正社員・正職員のうち勤続年数5年以下の労働者の所定内給与とした。

賃金分布の推移(男性労働者)

資料4-18

○ 賃金の中位数や下位層は低下傾向。ただし、足下では回復傾向。



(出所)厚生労働省「賃金構造基本統計調査」

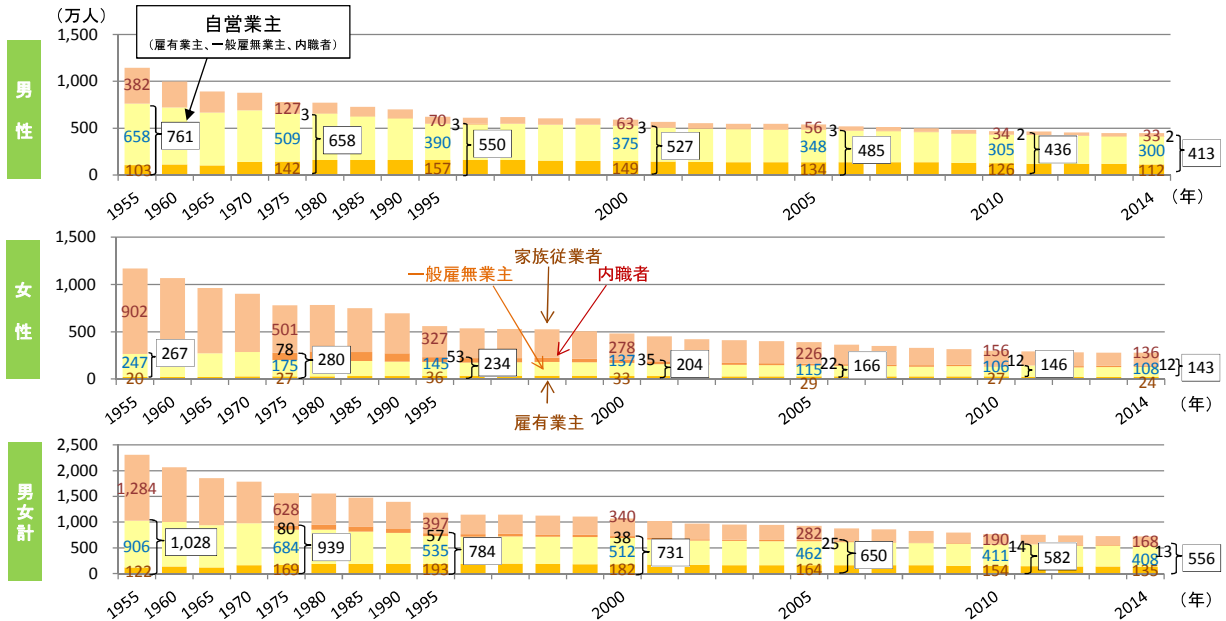
(注1)男性労働者の産業計、企業規模計、学歴計の所定内給与額の分布の推移。

(注2)「第1十分位」とは、賃金の低い者から高い者へと一列に並べて、低い方から数えて全体の10分の1番目に該当する者。「第9十分位」とは、高い方から数えて全体の10分の1番目に該当する者。

自営業主数、家族従業者数の推移

資料4-19

- 男女ともに自営業主等の数は減少している。
- 男性は一般雇無業主の数が減少しており、女性は家族従業者の数が大幅に減少。

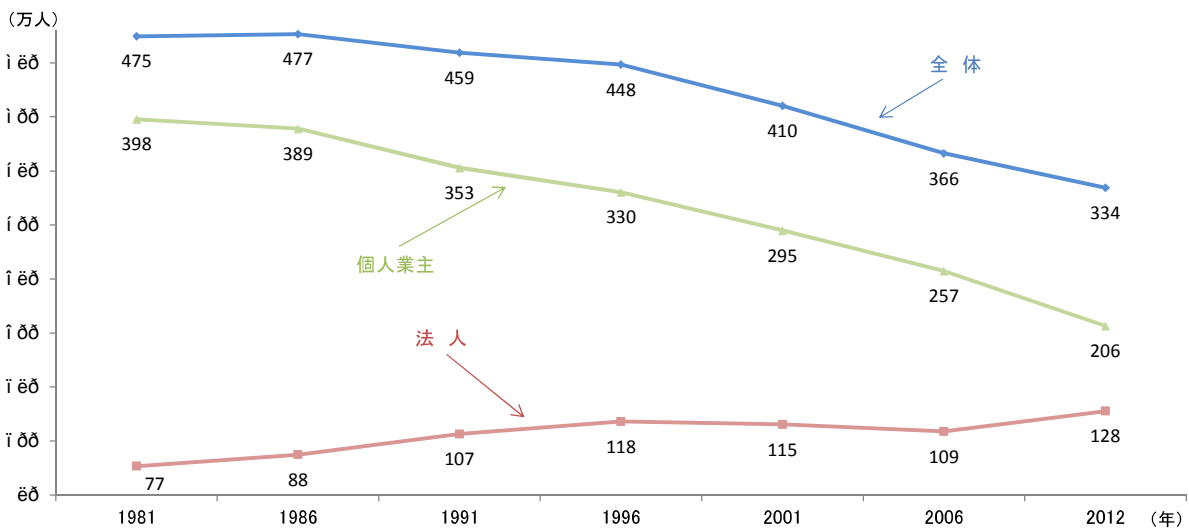


(出所)総務省「労働力調査(基本集計)」
 (注1)「自営業主等」は、自営業主と家族従業者。
 (注2)1955年から1975年、2005年から2010年の数値については、時系列接続数値を使用。2011年の数値については、補完推計値を使用。ただし、これらの年の「一般雇無業主」、「内職者」については、各年の報告書の数値を使用(1955年から1970年、2011年については、便宜的に全て「一般雇無業主」としている)。

小規模事業者数(法人数+個人業主数)の推移

資料4-20

- 小規模事業者数は、個人業主数の減少などにより減少傾向にある一方、法人数は増加傾向にあり、小規模事業者数に占める法人数の割合は上昇。

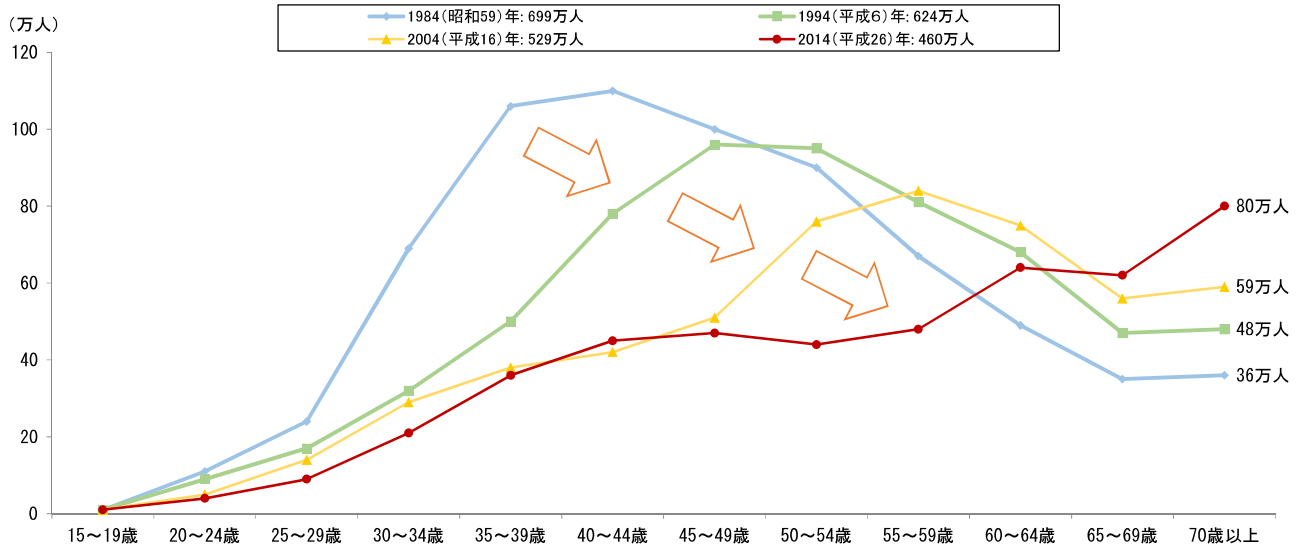


(出所)中小企業庁「中小企業白書」(原資料)総務省「事業所・企業統計調査」、総務省・経済産業省「経済センサスー活動調査」(平成24年)
 (注1)「小規模事業者」とは、常時雇用する従業員の数が20人(商業又はサービス業は5人)以下の法人又は個人業主をいう。
 (注2)「事業所・企業統計調査」及び「経済センサスー活動調査」(平成24年)では、農林漁業に属する個人経営の事業所等が調査の対象から除かれていること、SOHOなど外観からでは捕捉が困難な事業所・企業が増加しており、そうした事業所・企業を必ずしも的確に把握できないことから、社(者)数が他の統計と乖離している。

年齢階級別自営業主数の推移

資料4-21

○ 全体の自営業主数が減少する中で、30～59歳の自営業主数が減少し、経営者の高齢化が進展。若年層の自営業主数が少ないままの場合、自営業主数の更なる減少が予想される。

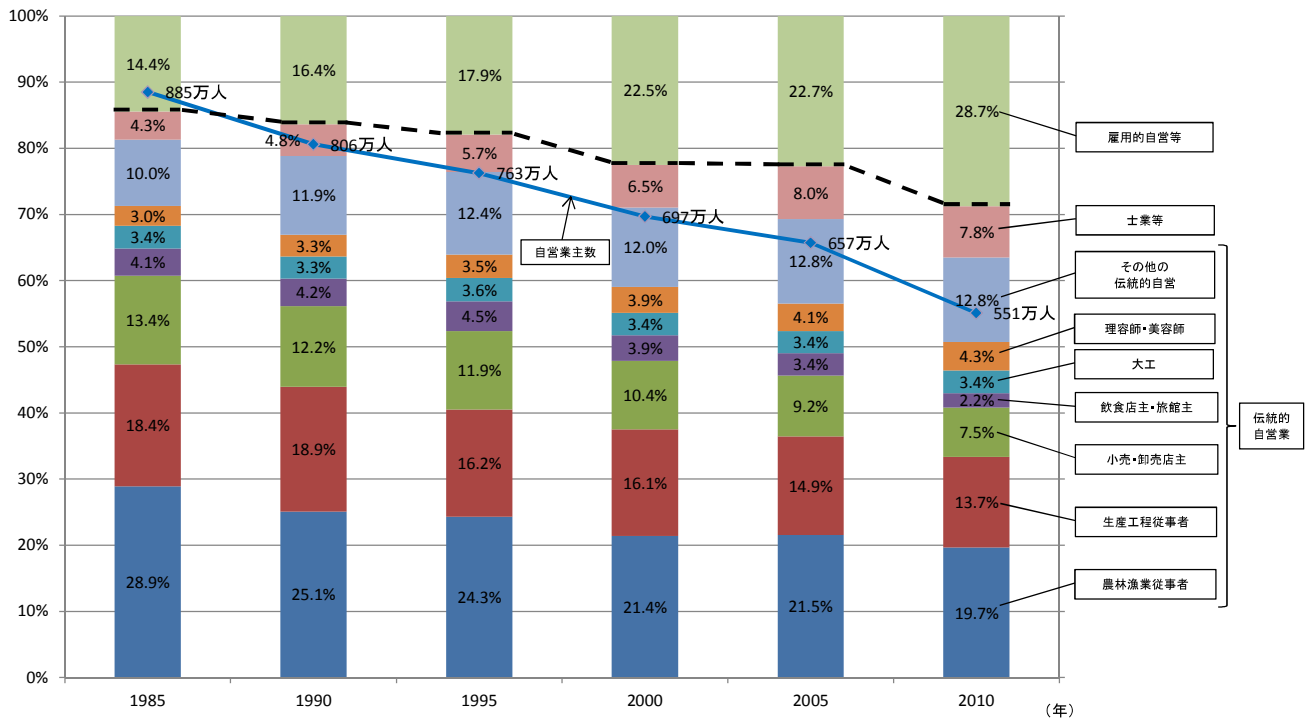


(出所)1984年及び1994年は総務省「労働力調査特別調査」、2004年及び2014年は総務省「労働力調査(基本集計)」
 (注1)非農林業について集計。
 (注2)「自営業主」は、「雇有業主」、「一般雇無業主」及び「内職者」。

職種別自営業主数及び構成比の推移

資料4-22

○ 自営業主を職種別でみると、農業漁業従事者、生産工程従事者、小売・卸売店主といった「伝統的自営業」の割合が減少する一方、建築技術者、SE、保険代理人・外交員など、使用従属性が高く雇用者に近い、いわゆる「雇用的自営業」の割合が増加している。



(出所)総務省「国勢調査」
 (注1)「伝統的自営業」とは、農林漁業、製造業、小売・卸売店主など取引先との関係で使用従属性の低い従来型の自営業をいい、「土業等」とは、医師、弁護士、会計士・税理士、画家・芸術家など使用従属性の低い専門的職業をいい、「雇用的自営業」とは、建築技術者やSE、保険代理人・外交員など使用従属性の高い自営業主が多く含まれる職種をいう。この区分は、山田久「働き方の変化と税制・社会保障制度への含意」(平成27年9月3日 政府税制調査会資料)による。
 (注2)「自営業主」は、「雇人のある業主」、「雇人のない業主」及び「家庭内職者」。